

平成 25 年第 7 回教育委員会臨時会記録

平成 25 年 8 月 23 日（金）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成 25 年 8 月 23 日 (金) 午前 11 時 00 分～午前 11 時 11 分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 馬場 俊一 職務代理者 田中 奈那子

委員 對馬 初音 委員 折井 麻美子

教育長 井出 隆安

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 学校教育部長 玉山 雅夫

生涯学習スポーツ担当部長 本橋 正敏 中央図書館長 武笠 茂

庶務課長 北風 進 教育企画課長 筒井 鉄也

スポーツ振興課長 高橋 光明 済美教育センター所長 田中 稔

済美教育センター就学前教育担当課長 加藤 康弘

事務局職員 庶務係長 井上 廣行 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 仲野 祥一

傍聴者数 0名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第 53 号 杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例の一部を
改正する条例
- 議案第 54 号 杉並区大宮前体育館の指定管理者の指定について
- 議案第 55 号 平成 25 年度杉並区一般会計補正予算 (第 4 号)

目 次

議事録署名委員の指名について	4
議案	
議案第 53 号 杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例の 一部を改正する条例	4
議案第 54 号 杉並区大宮前体育館の指定管理者の指定について	5
議案第 55 号 平成 25 年度杉並区一般会計補正予算（第 4 号）	6

委員長 おはようございます。本当に毎日、暑いを乗り越えた、そんな感じの日が続いていますけれども、体調を含めて皆様いかがでしょうか。それでは、ただ今から、平成 25 年第 7 回杉並区教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、折井委員にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議事に入ります。議事日程は、ご案内のとおり、議案が 3 件となっております。日程第 1 議案第 53 号から、日程第 3 議案第 55 号の議案は、平成 25 年第 3 回区議会定例会の提出予定議案で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 29 条に基づく区長からの意見聴取案件となっております。したがいまして、同法律第 13 条により、これらの議案の審議を非公開にしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、異議がありませんので、日程第 1 議案第 53 号から日程第 3 議案第 55 号につきましては、会議を非公開とし、審議することといたします。

それでは、議案の審議に入らせていただきます。日程第 1 議案第 53 号「杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 では、議案第 53 号につきまして、ご説明を申し上げます。

区では、平成 16 年に「杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例」を制定し、区の事務事業の執行に関する違法な事実等を公益監察員に通報できる制度を設け、区政運営における公正の確保、透明性の向上を図ってきたところがございます。

この度、他の自治体での体罰問題等への対応や公益通報制度の動向を踏まえて、東京都がその給与を負担する職員等を公益監察員に通報できる者に加え、より一層の公益の確保を図ることといたしました。

このことに伴いまして、公益通報をすることができる者に、「市町村立学校職員給与負担法」第 1 条に規定する職員、いわゆる県費負担教職員が加わること等から、この条例案の作成にあたり、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

改正の内容でございますが、新旧対照表をご覧ください。

第 2 条の定義規定を改めることによりまして、公益通報することができる者に

県費負担教職員等の東京都が給与を負担する職員のほか、臨時的任用職員、区の事務事業に従事する派遣労働者、規則で定める区の出資団体の事務事業に従事する者等を加えることとしてございます。

次に第4条におきまして、県費負担教職員等の東京都が給与を負担する職員につきまして、研修等の必要な措置を教育委員会が講じることとしてございます。

また、第5条におきまして、公益通報の対象となる事実、出資団体の事務事業であって、区の出資もしくは補助金その他の財政的援助にかかるものを加えてございます。

最後に施行期日でございますが、平成25年12月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの議案第53号のご説明につきまして、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

それでは、特に意見がありませんので、議案第53号につきましては、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議がございませんので、議案第53号は原案のとおり、可決いたします。

続きまして、日程第2 議案第54号「杉並区大宮前体育館の指定管理者の指定について」を上程し審議いたします。スポーツ振興課長からご説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 それでは、議案第54号「杉並区大宮前体育館の指定管理者の指定について」ご説明いたします。議案を1枚おめくりいただきたいと存じます。

8月6日の教育委員会にて大宮前体育館の指定管理者候補者の選定結果について、ご報告をいたしましたとおり、指定管理者の名称はコナミスポーツ&ライフ・杉並建物総合管理事業協同組合共同事業体でございます。主たる事務所の所在地は記載のとおり、指定管理期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間となっております。指定管理者を指定する時はあらかじめ議会の議決を得る必要があることから、この度、議案とさせていただきます。議案第54号の説明につきましては以上でございます。

委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの議案のご説明につきましてご質問等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。特によろしいですか。

では、私から。昨日か一昨日か、ニュースで、指定管理者制度でいろいろ課題があって裁判に、というようなことがあったのですが、これとは関係ないのですが、指定管理者のなかで、指定管理者になった段階でいろいろ課題が出てくる可能性があるのではないかなと、そのことについて、特別何かと言っているわけではないのですが、ぜひ、そういうようなことが起きないというとおかしいのですが、その辺のことについては、十分、業者さんとも連携をとりながら進めていく方がいいのかなというふうに思っています。

スポーツ振興課長 足立区の例ですね。足立区の図書館で、施設管理者が途中で契約切れではないのですが、新しい方へ変わったということに対してのことだと思うのですが、もちろん当然、区としてお願いをする以上、所管と指定管理者とのコミュニケーションというのは非常に大事だと思いますので、その辺を踏まえまして、今までもいくつかやっていますが、杉並区ではそういったことは起こっていませんが、そういったことは慎重に十分に配慮していきたいと考えております。

委員長 あれ以降、詳しいことはどのような状況になっているのかわからないのですが、出るのがいいのか、やっぱり出ない方がいいのかと、そういうところがあるのでしょうが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、特に異議はございませんので、議案第 54 号について原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議はございませんので、議案第 54 号は原案のとおり可決いたします。

それでは、引き続きまして、日程第 3 議案第 55 号「平成 25 年度杉並区一般会計補正予算（第 4 号）」を上程し、審議いたします。庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 私からは議案第 55 号「平成 25 年度杉並区一般会計補正予算（第 4 号）」について、ご説明をいたします。

議案を 2 枚おめくりいただきまして、補正予算概要の 1 ページ目をご覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算が 1 事業、債務負担行為の追加が 1 件でございます。まず、歳入歳出予算についてご説明いたします。事務事業名、「体育施設の維持管理」でございますが、現在、移転改築の工事を行ってございます新たな大宮前体育館が平成 25 年 12 月にしゅん工し、来年の 4 月から運営を開始する

予定でございます。第3回区議会定例会の議決によって定められる、今、議案としてあがりましてけれども、新たな大宮前体育館の指定管理者が4月のオープンに先駆けて準備を行うため、維持管理にかかる経費を計上するものでございます。経費の内容は、建物管理委託経費、光熱水費等でございます。1ページおめくりいただきますと、教育費の総額が記載されてございます。教育費全体の補正前の額に今回の補正額634万4千円を加えました補正後の予算額は178億7,732万4千円でございます。

次のページにまいりまして、債務負担行為の追加ですが、大宮前体育館の管理運営を5年間指定管理者制度により行うため、新たに平成30年度までの債務負担行為を追加するものでございます。

議案第55号につきましての説明は以上でございます。議案の朗読は省略をさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。それでは、議案第55号につきまして、ご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。よろしいですか。

それでは、特に意見等ありませんので、議案第55号につきまして、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、異議がございませんので、議案第55号は原案のとおり可決いたします。

以上で予定されておりました日程は、全て終了いたしました。庶務課長、何かございますでしょうか。

庶務課長 前回ご案内しましたとおり、次回の定例会でございますけれども、来週の8月28日(水)の午後2時からでございますので、よろしく願いいたします。

委員長 それでは、次回の定例会は8月28日(水)、午後2時からを予定していただきますのでよろしく願いいたします。

それでは、以上で本日の臨時会を閉会いたします。お疲れ様でした。